「青少年育成・支援地域活動モデル事業」助成要領

公益社団法人宮崎県青少年育成県民会議

（趣旨）

第１条　青少年の健全育成のため家庭や地域の果たす役割はきわめて大きく、公益社団法人宮崎県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）では、豊かな人間関係に支えられた地域づくり・家庭づくりと、青少年非行防止のための環境浄化を重点目標として取り組んでいる。

その普及推進を図るため、青少年育成支援地域活動モデル事業においてモデル団体を指定するとともに活動助成金を交付し、地域等の連帯を通じて青少年の健全育成活動を推進し、その効果を他の地域にも波及させることを目的とする。

（モデル事業の種類）

第２条　モデル事業の種類は次の３種類とする

（１）県民会議が提唱している「家族がふれあう５つの共感活動」（共遊・共食・共話・共汗・共働）をテーマとした体験活動等を地域において促進する事業

（２）東日本の被災地の青少年との交流を促進することで青少年健全育成を図る事業

（３）青少年が自分の将来について考えることを地域で支援・促進する事業　　等

（モデル団体での推進事項）

第３条　モデル団体においては、青少年健全育成活動を活性化するための組織体制を確立し、地域の実情に応じておおむね次の事項を自主的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

（１）豊かな人間関係に支えられた地域づくり等に関すること。

（２）青少年の健全な育成に関する実践に関すること。

（３）地域ぐるみで参加できる各種行事の企画及び実施に関すること。

（４）その他、モデル団体の趣旨に沿った啓発及び実践活動。

（モデル団体の指定数及び指定期間）

第４条　県民会議会長が指定するモデル団体の数は、希望団体数を勘案して決定する。

２　モデル団体の指定期間は原則として１年とする。

（活動助成金）

第５条　県民会議会長はモデル団体の活動が円滑かつ効果的に推進されるよう活動助成金を交付する。

２　活動助成金は１団体に対し２０万円以内とする。

（活動助成金の交付方法）

第６条　活動助成金は概算払により交付する。

（モデル団体の指定申請）

第７条　モデル団体の指定を希望する団体の代表者は、指定申請書（様式１）、事業計画書（様式２）及び収支予算書（様式３）に必要事項を記入の上、主な活動を行う又は所在する青少年育成市町村民会議会長又は市町村教育長に提出しなければならない。

（モデル団体の推薦及び推薦基準）

第８条　青少年育成市町村民会議会長又は市町村教育長は、おおむね次の事項を基準として、モデル団体候補を選定し、推薦順位（様式４）を付して推薦調書（様式５）を提出するものとする。

（１）青少年健全育成のための活動が活発であること。

（２）住民の連帯意識が強いこと。

（３）地区公民館、婦人会等の地域活動が活発であること。

（４）その他モデル団体にふさわしい活発な運動が期待できること。

（モデル団体の決定）

第９条　県民会議会長は、当該指定申請書を審査の上、モデル団体を決定し、その旨を申請者に通知する。

（事業報告）

第10条　モデル団体の代表者は、事業終了後すみやかに指定期間中における実績報告書（様式６、様式７、様式８）を県民会議会長に提出しなければならない。

（活動助成金の額の確定）

第11条　県民会議会長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該モデル団体の事業成果が本事業の趣旨に適合すると認めたときは、活動助成金の額を確定し、その旨を当該モデル団体の代表者に通知する。

（その他）

第12条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は県民会議会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から実施する。

「青少年育成・支援地域活動モデル事業」の実施に伴い、「青少年育成活動活性化モデル事業におけるモデル団体の指定及び助成要領」は廃止する。

平成２６年４月１日一部改正